

第 2 2 期 第 3 5 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和 6 年 8 月 6 日 (火) 15時から
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り 7182-217)

次 第

1 開 会

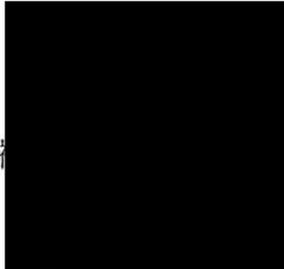
2 議 題

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) なまこ漁業特認許可方針 (案) について (諮問) | P 2 ~ P 5 |
| (2) 定置漁業権に係る休業中の漁業許可について (諮問) | P 6 ~ P11 |
| (3) 試験養殖結果について (報告) | P12 ~ P28 |
| ・小川島漁業協同組合におけるワカメ・コンブの試験養殖 | |
| ・佐賀玄海漁業協同組合 馬渡島支所におけるワカメ・コンブの試験養殖 | |
| ・佐賀玄海漁業協同組合 高串支所におけるワカメの試験養殖 | |
| ・佐賀玄海漁業協同組合 鎮西統括支所におけるコンブの試験養殖 | |
| (4) その他 | |

水産第 1865 号
令和 6 年 7 月 26 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



なまこ漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

なまこ漁業特認許可方針

第1 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業（すもぐり）

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

(3) 推進機関の馬力数

制限なし

(4) 操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と長崎県壱岐市芦辺町名島本島を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角
(北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒)

(5) 漁業時期

10月1日から翌年3月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和6年8月19日から令和6年9月13日まで

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (2) 2013年10月1日から2023年3月31日までの期間において、なまこの水揚げの実績がある者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

北緯：33度28分06秒

東経：130度00分42秒

- (2) 操業時間は、次のとおりとする。

10月・・・午前7時00分から午後5時30分まで

11月・・・午前7時00分から午後5時00分まで

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

- (3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

- (4) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

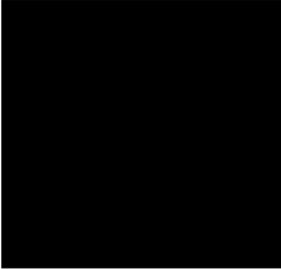
(標 旗) 地色：だいだい色
字色：白 色

<u>2024年</u> 許可番号 
な ま こ
佐賀県

水産第1958号
令和6年8月2日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口



定置漁業権に係る休業中の漁業許可について（諮問）

このことについて、下記の者から、漁業法第88条第1項の規定に基づき、別紙申請書の提出がありました。

つきましては、同法第88条第2項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

住所 佐賀県唐津市神田 2046-11

氏名 高崎 公成

（担当：水産課漁業調整担当）

漁業許可申請書

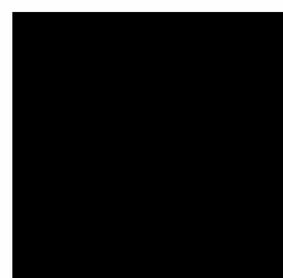
令和6年7月30日

佐賀県知事 山口祥義 様

住所
氏名



令和6年7月1日付けで公示された、定置漁業権 松定1号の休業中における漁業の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。



試験養殖報告書

令和6年6月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番
小川島漁業協同組合
代表理事組合長 川添 光尚

令和6年(2024年)2月2日付け試養第230015号で承認のありましたワカメとコンブの試験養殖の結果につきまして、以下のとおり報告します。

R5 小川島漁業協同組合 ワカメ・コンブ試験養殖 報告書

1. 目的

小川島漁業協同組合の主な漁業種類は、イカ釣り漁業、海士漁業等である。近年、小川島では水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足などで漁業環境は厳しさを増している。とりわけ海士漁業では、藻場が減少する「磯焼け」の進行が顕著であり、それに伴い身の痩せたムラサキウニが高密度に生息している。

今後、海士漁業で安定した所得を得るためには、これらのムラサキウニを採取して、当漁協が保有する陸上水槽で蓄養できないか検討している。ウニ類の養殖にあたっては大量の海藻が必要となるため、餌料用のワカメ、コンブ養殖が必須となる。そのため、R5年度にワカメ・コンブの試験養殖を行い、まずは基本的な養殖手法について基礎データを収集する。

2. 試験の概要

- ・試験期間：令和6年3月～令和6年6月
- ・試験漁場：小川島西防波堤テトラ脇西側（写真1）
- ・養殖方法：25mの延縄式ロープ計4本（図1）
- ・種苗：
 岩手県産のワカメ種苗 300m
 〃 マコンブ種苗 100m



写真1 試験漁場

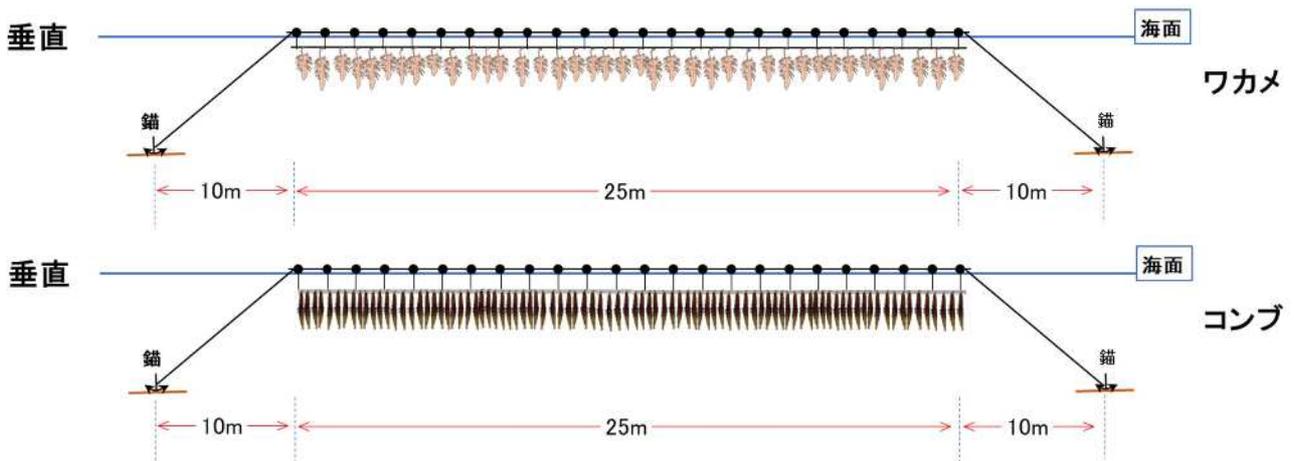


図1 養殖施設

3. 結果

令和6年3月15～21日にかけて養殖施設の設営と、養殖ロープへのワカメ・マコンブ種苗の巻付けを行い、養殖試験を開始した。



写真2 養殖施設の設営

養殖開始後は、1か月に1回程度の頻度で観察を行った。今年度は試験漁場の調整等で、試験養殖開始時期が3月と遅れたことから、いずれの種苗も生長は確認できず、徐々に養殖ロープが他の藻類に覆われてしまった。令和6年5月14日の観察時点でワカメとマコンブのいずれの葉体も確認できなかったため、試験を終了した。



写真3 R6.5.14 他の藻類に覆われた養殖ロープ

4. 収支報告

・葉体が生育しなかったため、収入は無し。

支出の部		収入の部	
費目	金額(円)	費目	金額
種付け幹ロープ 50m×8本	10,000		
浮き 160個	184,800		
おもり 32個	160,000		
ナマズシャックル 6個	18,000		
クレモナロープ(200m)	46,750		
種苗 400m	101,200		

5. まとめと今後

今年度は試験養殖開始が3月と遅れたことから、沖出しした種苗の生長は確認できなかった。岩手県産のワカメ種苗については、搬入された時点で葉体が確認されず、同一種苗を用いて養殖していた他の海域でも生長が見られなかったことから、種苗性の問題も考えられた。

今年度は初めて延縄式の海藻養殖に取り組み、養殖施設の設営と現場海域への設置といった一連の養殖技術を習得できた。次年度のワカメ養殖については、岩手産ワカメ種苗を再検討するとともに、玄海水産振興センターが提供する唐津産のワカメ種苗も使用して、種苗性について比較検討する。また、ワカメとマコンブいずれにおいても、適水温の22℃以下となる11月から試験を開始し、生長性や収量について再検証する予定である。

試験養殖結果報告書

令和6年7月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

令和5年(2023年)12月14日付け試養第230012号で承認のありましたワカメとコンブの試験養殖の結果につきまして、以下のとおり報告します。

R5 鎮西町統括支所 馬渡島支所 ワカメ・コンブ試験養殖 報告書

1. 目的

佐賀県玄海漁業協同組合馬渡島支所の主な漁業種類は、延縄漁業、一本釣り漁業、海士漁業である。近年、馬渡島では水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足などで漁業環境は厳しさを増している。とりわけ海士漁業では、藻場が減少する「磯焼け」の進行が顕著であり、磯根資源が大きく減少している。そのため、毎年バフンウニやアカウニ種苗を放流しているが、十分な放流効果は得られていない。

海士漁業で安定した所得を得るために、ワカメとマコンブ養殖を行い、地元旅館などに販売したいと考えている。また、他地区で行われているウニ類養殖も所得向上には有望と考えている。ウニ類の養殖にあたっては、餌料用のワカメやコンブの併用養殖が必須のため、R5年度にワカメ・コンブの試験養殖を行い、養殖手法や生産可能量について基礎データを収集する。

2. 試験の概要

- ・試験期間 : 令和6年2月 ~ 令和6年6月
- ・試験漁場 : 唐津市鎮西町馬渡島田尻地先 (写真1)
- ・養殖方法 : 50mの延縄式ロープ 計3本 (図1)
- ・種苗 : 岩手県産のワカメ種苗 300m
北海道産のマコンブ種苗 50m



写真1 試験漁場

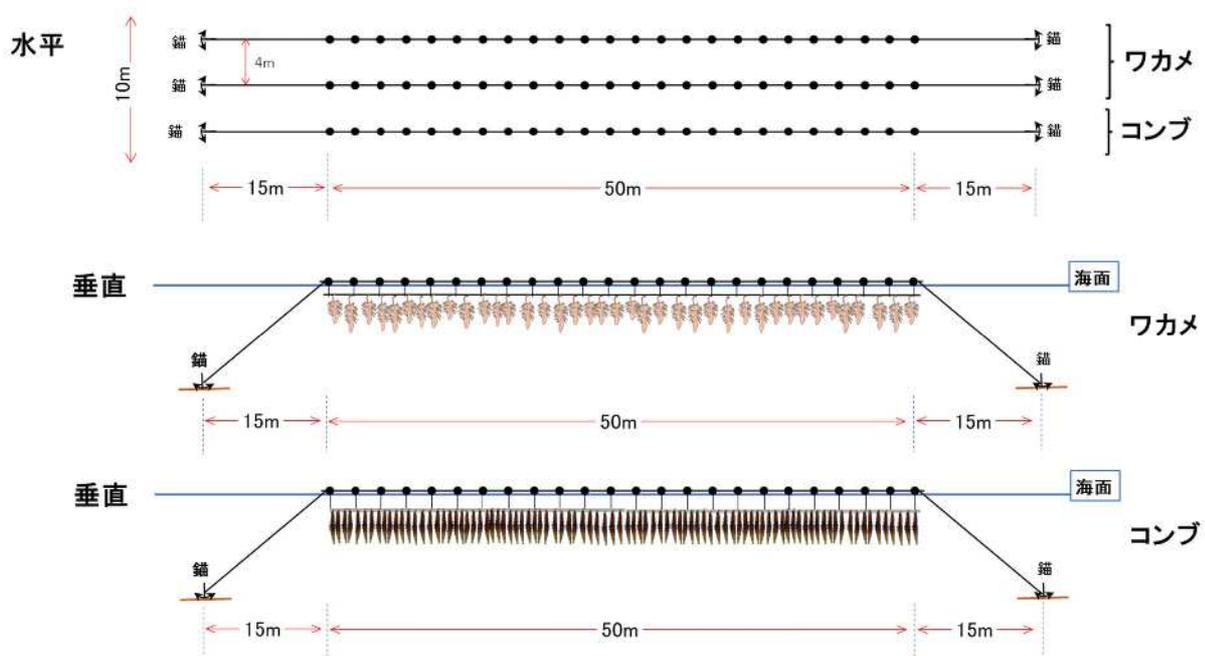


図1 養殖施設

3. 結果

令和6年2月21日に養殖施設の設定と、ロープへ種苗の巻き付けを行い、養殖試験を開始した。開始時点でのマコンブ種苗は葉長10～30cm程度であったのに対し、岩手県産のワカメ種苗は搬入された時点で葉体を確認されず、既に枯死している可能性が疑われた。



写真2
養殖施設の作成



写真3
マコンブ種苗の巻き付け



写真4
ワカメ種苗
(葉体は確認されず)



写真5 養殖施設の現場設定

養殖開始後は、1か月に1回程度の頻度で観察を行った。ワカメは、養殖開始後も全く生長が見られなかったが、マコンブは養殖ロープに根を張るまでの生長を確認できた。しかしながら、その後は根部分を残して葉体が消失してしまったことから、魚類による食害が疑われた。令和6年4月22日時点でも、葉体を確認されなかったため試験を終了した。



写真6 R6.4.22時の養殖ロープ： ワカメ（左）、マコンブ（右）

4. 収支報告

・葉体が生育しなかったため、収入は無し。

支出の部		収入の部	
費目	金額(円)	費目	金額
ロープ一式	167,253		0
パイプ	38,940		
唐人錨	122,958		
種苗代ワカメ	84,150		
種苗代コンブ	19,635		

□ まとめと今後

<ワカメ養殖>

今年度は岩手県産のワカメ種苗を使用した。搬入時点で葉体は確認されず、養殖試験を開始した後も葉体は確認できなかった。この状況は、同一種苗を使用した他地区においても同様の状況であったことから、今回の生長不良は種苗性の問題が考えられた。次年度は、岩手産ワカメ種苗を再検討するとともに、玄海水産振興センターが提供する唐津産のワカメ種苗も使用し、種苗性について比較検討する。

また、養殖資材の搬入が遅れたことで養殖開始が2月末に遅れたことも生長不良の一要因と考えられた。そのため、次年度はワカメの適水温である23℃以下となる11月から試験を開始する予定である。

<マコンブ養殖>

マコンブ養殖は養殖開始時点では葉長10～30cm程度で、養殖開始後は一定の生長が見られた。しかしながら、その後は食害の影響ですべて消失してしまい、結果として生産には至らなかった。マコンブ養殖についても、養殖開始時期が2月末と遅れたことが生長の遅れにつながり、結果として食害の影響を受けやすかったと考えられた。そのため、次年度はマコンブの適水温となる22℃以下となる11月から試験を開始する予定である。

試験養殖結果報告書

令和6年7月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

令和5年(2023年)10月2日付け試養第230008号で承認のありましたワカメの試験養殖の結果につきまして、以下のとおり報告します。

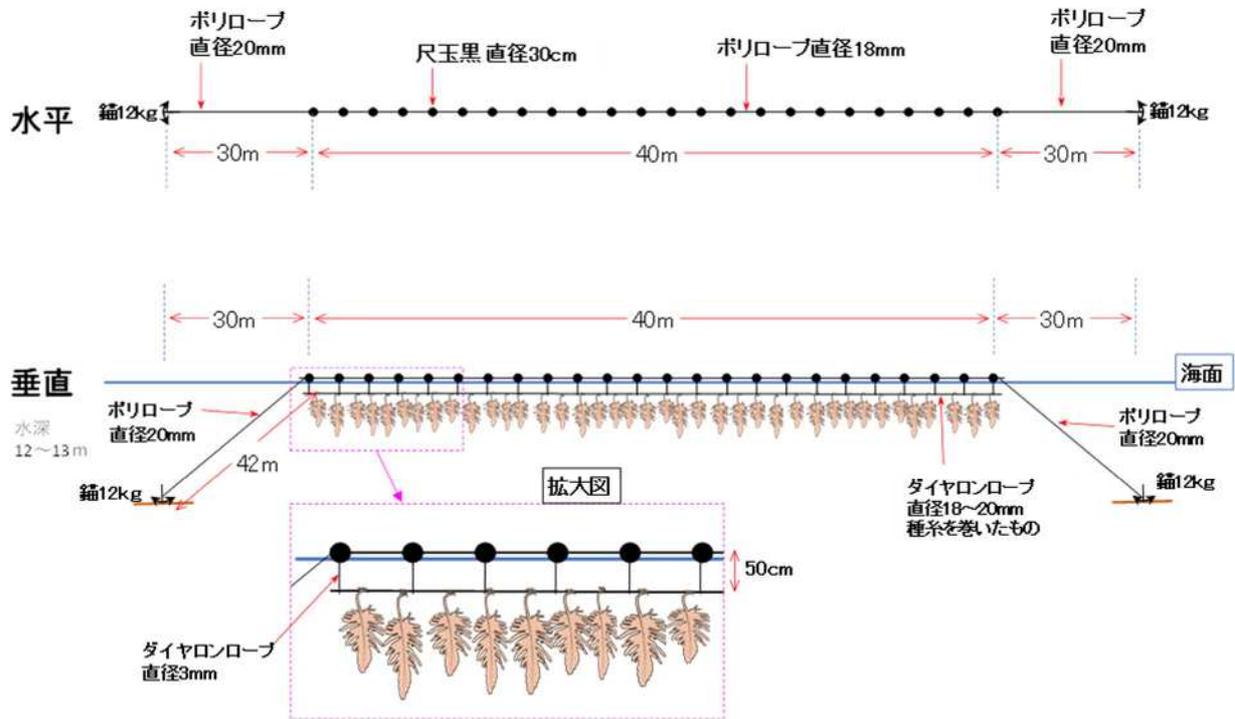


図2 養殖施設イメージ

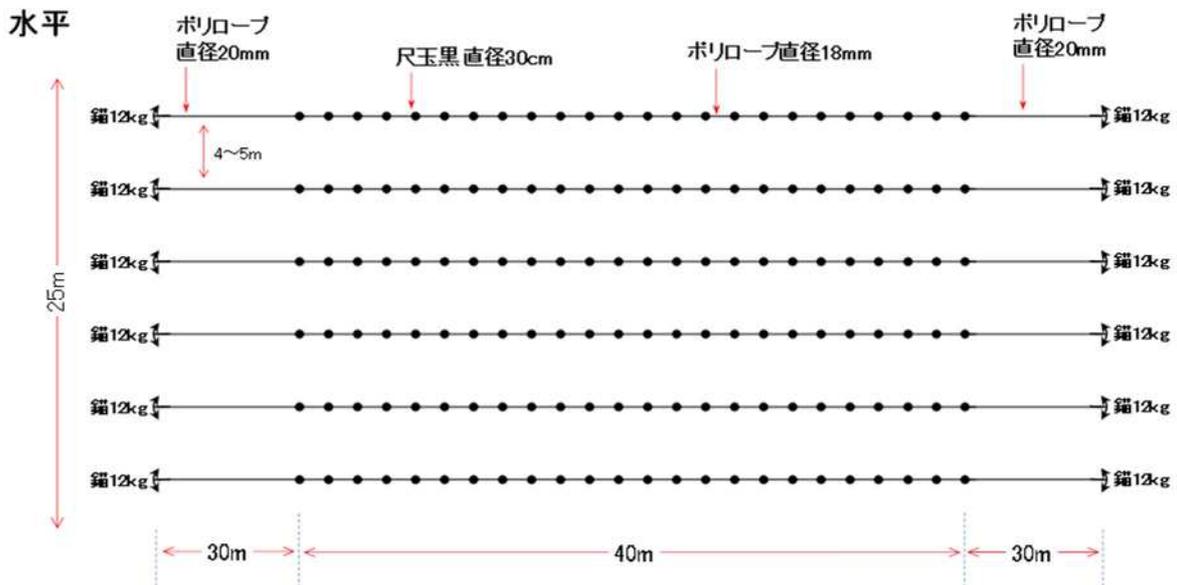


図3 養殖施設配置イメージ

3. 結果

1) 葉体の生長(別紙 試験記録参照)

購入した岩手県産の種苗を、12月19～23日にかけて沖出して試験を開始した。試験開始後は1回/月の頻度で観察を行ったが、期間を通じて葉体の生長はほとんどみられず、収穫時期である春先でも同様の状況であったことから試験を終了し、5月31日に施設撤去を行った。

この生育不良について、試験漁場に隣接するカキ養殖筏に付着していた天然ワカメは生長していたことから、試験に用いた種苗に何らかの課題がある可能性が考えられた。

2) 漁場の水温

徳島県の報告では、ワカメの生長水温は6～15℃が良好とされている。本試験漁場の水温特性を、佐賀県玄海水産振興センターが阿漕地先(図1)に設置している自動観測ブイの表層0.5mの日平均水温を用いて評価した。

12月19日の試験開始日の阿漕水温は15.3℃で、以降3月29日までの101日間は水温10～15℃の適水温範囲で推移した(図4)。そのため、試験期間中の水温はワカメ葉体の生長を阻害する環境ではなかったと考えられた。

R5 阿漕 表層水温

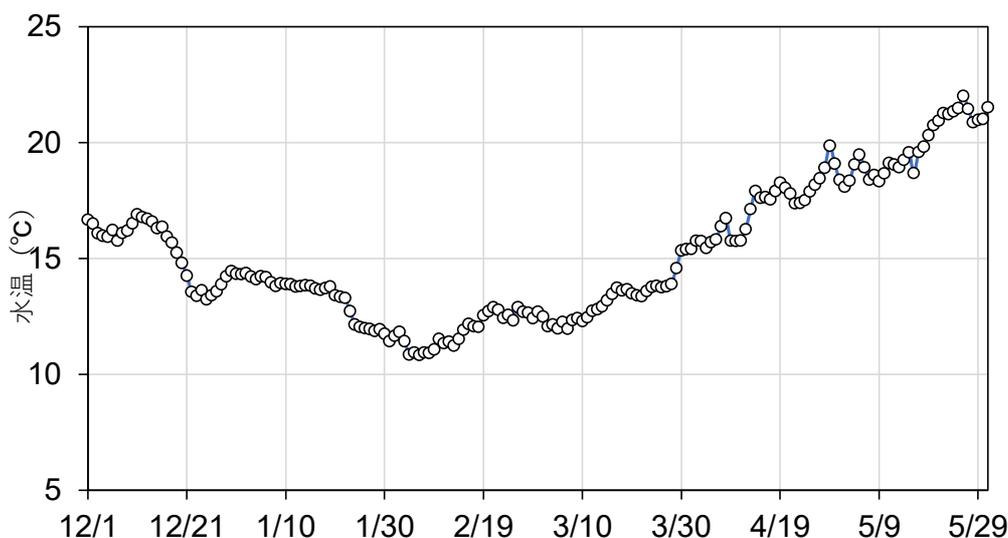


図4 R5 阿漕表層水温

3) 収支

支出の部		収入の部	
費目	金額	費目	金額
種苗費	85千円		
		ワカメの葉体が成長せず、 販売実績なし	

4. まとめと今後

今年度は、ワカメ養殖の取り組み初年度であったことから、基本的な養殖技術の習得を第一目的として試験を行った。その結果、養殖施設の設営方法や試験漁場の環境特性を把握でき、基本的な養殖技術の習得はできた。ただ、ワカメ葉体はほとんど生長が見られず、収穫することはできなかった。

この生育不良は、水温的には生長を阻害する環境ではなかったことから、種苗性の問題が考えられた。今回用いた種苗は岩手県産であり、北部九州の生育環境とは大きく異なる株であった可能性が考えられる。そのため、次年度は、唐房地区で生産される種苗を入手して試験する予定である。また、佐賀県玄海水産振興センターでも玄海株の種苗を試験生産されるため、これらの種苗を用いて再度試験を行う予定である。

試験養殖結果報告書

令和6年 7月 1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄

令和5年(2023年)12月14日付け試養第230013号で承認のありましたコンブの試験養殖の結果につきまして、以下のとおり報告します。

R5 鎮西町統括支所 名護屋地区 コンブ試験養殖 報告書

1. 目的

佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所名護屋地区の主な漁業種類は、沿岸イカ釣り漁業、海士漁業、かき養殖漁業、魚類養殖漁業である。近年、名護屋地区では水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足などで漁業環境は厳しさを増している。とりわけ沿岸イカ漁業では、漁獲量の減少が著しくて水揚げも減少している。

そのような中、効率的で漁業収入が見込めるコンブ養殖を行い飼料用として販売したいと考えている。R5年度にコンブの試験養殖を行い、養殖手法や生産可能量について基礎データを収集する。

2. 試験の概要

- ・試験期間 : 令和6年12月 ~ 令和6年6月
- ・試験漁場 : 唐津市鎮西町名護屋地先 (写真1)
- ・養殖方法 : 25mの延縄式ロープ 計7本 (図1)
- ・種苗 : 岩手県産のマコンブ種苗 100m
北海道産のマコンブ種苗 100m



写真1 試験漁場

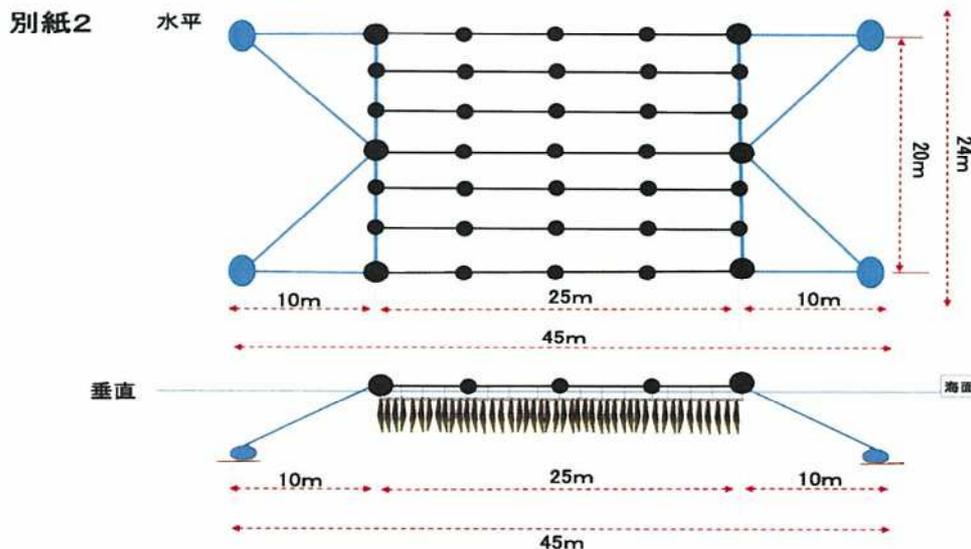


図1 養殖施設

3. 結果

令和5年12月20日に養殖施設の設営と、ロープへのマコンブ種苗の巻付けを行い、養殖試験を開始した。開始時点でのマコンブ種苗は葉長10～30cm程度であった。



写真2 養殖施設の設置

養殖開始後は、1か月に1回程度の頻度で観察を行った。北海道産のマコンブは順調に生長した一方、岩手県産のコンブの生育は悪く、ほとんど生長しなかった。北海道産のコンブについては春先に収穫し、養殖アカウニ用の餌料とするために天日干しをした。



写真3 北海道産コンブ



写真4 岩手県産コンブ



写真5 天日干し（ウニの餌に使用）

4. 収支報告

・販売先が無かったため、収入は無し。

支出の部		収入の部	
費目	金額(円)	費目	金額
種苗代コンブ(岩手)	14,000		
種苗代コンブ(北海道)	12,730		

※コンブを天日干しして、乾燥後ウニ養殖の餌に使用する予定です。

□ まとめと今後

岩手県産と北海道産のコンブ種苗を使って養殖試験を行った結果、北海道産は良好に生長し、養殖アカウニ用の餌料として活用可能なことが確認できた。一方、岩手県産の生長は悪く、同一種苗を使用した他地区においても同様であったことから、岩手県産の生育不良は種苗性の問題が考えられた。そのため、次年度は北海道産主体で試験を行う予定であるが、種苗産地による生育状況の違いを再検証する必要があるため、岩手産種苗についても再度試験を行う予定である。